

京田辺市議会基本条例（案）に対するパブリックコメントの結果

パブリックコメント概要（結果）

- | | |
|-----------|--------------------------|
| （１）意見募集期間 | 平成２６年５月１５日～平成２６年６月１６日 |
| （２）意見募集方法 | 郵送、持参、FAX、電子メール |
| （３）意見提出者数 | １３名（FAX２名、持参１０名、電子メール１名） |
| （４）意見数 | ３９件 |

| 意見者 No. | 意見 No. | 質問・意見内容 | 回答 |
|------------|-----------|---|---|
| 1 | 1 | <p>議会改革特別委員会を何回か傍聴したが、委員の皆さまが熱い気持ちをもって検討されたことは市民にとって非常にうれしいと同時に委員同士の自由かつ達な議論を通して良い条例案ができたと思う。つきましては、他市の議会基本条例を参考にしながら検討されたことについて、</p> <p>①他市に比較して、これは京田辺市の目玉となる項目を②また検討された内容について、各委員で今後追加したい、又は変更したい項目があれば各委員より意見を述べてほしい。</p> | <p>国の権限であったことが、地方に与え、地方で決定し、地方独自の政策を行わせようと、地方分権が進んでいますが、このことを受けて、地方の議会では、これまでの議会を見直そうと、多くの議会で議会改革が行われ、議会基本条例の策定を進めています。全国に1,700余ある自治体のうち約600自治体が、制定又は制定を目指しています。</p> <p>①本市議会も、同様に、議会としての意思決定を行うため、議員同士の自由かつ達な議論を行うことで、合意形成を図ろうとすることや、市民のみなさんのご意見を伺うことに努めようとする意見交換会の実施や直接市民の皆さんからの請願に対し、委員会の場で発言していただけることに努めようとしています。</p> <p>②これまでの会議の中で、多角的な議論があり、概ね現状のとおりと考えています。</p> |
| | 2 | <p>「自由討議を行うために別途協議し・・・」(第4条解説)とあるが、どのようなことを考えておられるのか。</p> | <p>委員会の審議の中で、委員会としての論点や争点を明らかにするために、自由討議を行うことを考えていますが、その方法などは、今後実施に向け検討いたします。</p> |
| | 3 | <p>「市民からの要請に応じ、・・・説明する場を設けることができる」とは、ど</p> | <p>常任委員会は、専門性は高く、特定の分野の審議を行っていますことか</p> |

| | | | |
|---|---|---|--|
| | | ういうことでしょうか。 | ら、委員会が行う政策提案などに対して、市民のみなさんからの要請に基づき、説明会などを行っていかうというものです。 |
| | 4 | 通年議会について検討されたと思いますが、どのような意見の結果なくなったのでしょうか。 | 通年議会の実施に積極的議論に至っていませんが、今後の検討課題となると考えます。 |
| 2 | 5 | 議会改革特別委員会の委員各位の連日の議論、そして先進地域議会の調査等頑張られていることは大変素晴らしいと思います。それらを踏まえて、京田辺市の議会はこれまで二元代表制の機能を十分発揮されていると思いますか？1. 5元代表制にならぬことを期待しております。 | ご意見を重く受け止めたく思います。 |
| | 6 | 議会基本条例の究極の目的は何ですか？京田辺市の健全な発展OR市民福祉の向上？ | 市民福祉（市民の幸福）の向上と市政の発展と考えています。 |
| | 7 | 議員定数について、 ①民の声は神の声であってほしいが常にそうであるとは限らない。そのような中で迎合的に報酬や定数を削減することは良くない。 ②然したら議員定数の適正值の確定は困難であるが、他市との比較検討のINDEX（人口比、面積比、予算規模など）の分析より考えると若干多いのではと考える。 | 議会基本条例案の第20条の主旨に基づいて、今後議論を行って参ります。 |
| 3 | 8 | 第4条（2）「市民の代表」は不適當な言葉では？ | 文章の構成上、何にふさわしいかという文言上、必要かと思ひます。 |
| | 9 | ハードコピーを事前交付（希望者に）何故しなかったのか。 | ホームページからのダウンロードや、パブリックコメントの場所での閲覧などは対応していましたが、お示し |

| | | | |
|---|----|--|--|
| | | | <p>いただいていることには、対応ができていませんでした。</p> <p>その後、すぐに配置させていただきました。</p> |
| | 10 | <p>第13条2「市民の傍聴意欲を高める」というようにお役所的発想が多く見られる。説明責任と情報公開に関して解説文の位置付け。</p> | <p>ご提案を踏まえ検討を行いました。が、条文になると、このような表現になると思われます。</p> <p>解説文は、条文をわかりやすく理解できるように設けています。</p> |
| 4 | 11 | <p>当市の当面及び近未来の課題は3点に絞れば何か。議員の共通認識如何。</p> | <p>議会全体で議論する課題と考えます。</p> |
| | 12 | <p>基本条例（案）中「別途定める」が多い。本案の提示と同時に発表できた項目もあった筈。市民の意見も聴取し実現してほしい。</p> | <p>議員定数や議員報酬はすでにそれを定めた条例があります。議員倫理については、現在検討中であります。</p> |
| | 13 | <p>市民との真のコミュニケーションを望むなら、議員、議会の姿勢が大事と思う。</p> | <p>そのとおりと思います。</p> |
| | 14 | <p>議員定数、政務費等コストに係る問題は市民感情として納得できるように検討願いたい。</p> | <p>ご意見をもとに検討したいと思います。</p> |
| 5 | 15 | <p>市民も高齢者が主となってきた今日、各地区において70才代から80才代との懇談会を行い、高齢者の住みよい京田辺市の向上を考えていただきたい。</p> | <p>基本条例施行後、市民の方々との対話を積極的に行いたいと思います。</p> |
| 6 | 16 | <p>市民の税金でもって報酬を受けている議員は議会、委員会等当然出席する義務があります。個々の議員の出席状況等は公表してください。</p> | <p>議員は、会議の際は事前に特別な理由がない限り、出席しております。</p> |
| 7 | 17 | <p>何故、議会の動きがタイムリーに「京都新聞」に載らないのか。広報体制が脆弱ではないか。</p> | <p>新聞各社への情報提供は、事前に行っております。掲載については、各社の対応となります。</p> |

| | | | |
|---|----|---|---|
| | 18 | 執行機関との緊張関係が少し薄いように感じられるがどうか。 | 議会基本条例に定めますように、監視と評価を高めて行きたいと考えます。 |
| 8 | 19 | 第7条（議会報告会）と第12条（委員会の活動）の2項「委員会審査の経過等を説明する場を設ける」との関係と違いはなんでしょうか。 | 議会報告会は、議会からその場を設け、意見を交換する場とし、12条に関しては、市民のみなさまからの要望に基づいて開催すると考えています。 |
| | 20 | 第9条（調査機関の設置）市政の課題に関する調査のため調査機関の設置ができるかとあるが、どのレベルの課題なら設置したいのか何か具体的なものも視野に入れておられるのかどうか。 | 具体的な案はありませんが、議会提案を行う場合などで、そのために専門的な意見を伺えるよう調査が必要なときに設置できるよう定めるものです。 |
| | 21 | 第10条（定例会の回数及び会期）定例会の回数について、現行の4回ではなく通期制の採用も視野に入れておられるのか。 | 通年議会の実施に積極的議論に至っていませんが、今後の検討課題となると考えます。 |
| | 22 | 第16条（議員と市長の関係）2項に市長等に反問する機会を付与するとあるが、具体的にどのような方法を考えておられるのか。 | 条文にありますように、質疑応答を続けている場合、論点が不明確になることもあり、議員に論点を確認できるようにするというものです。 |
| | 23 | 第11条（議員間の自由討議）誠に結構なことと思います。特に第3項の政策立案・政策提言については、是非とも取り組んでいただきたいです。このことが議会の役割第2条の2項の行政活動の監視、評価及び政策の立案の根底となすものです。議員各位において、積極的な政策の立案に取り組んでいただきたいと思います。 | この議会基本条例の一つの柱となるものです。議員間討議を活発に行い議会としての提案ができるよう努めたいと思います。 |
| 9 | 24 | 人口増加の豊かな町ですから何を問題にすることもなくラクラク動いていくように思います。それならもっと | 市民の代表者として構成する議会において、様々な意見を出し合い、協議し、民主的な議会として、答えを導 |

| | | |
|--|--|-----------------|
| | <p>良い町にするように市長様も議員も市役所の職員も努力してほしいと思います。私、松井ヶ丘には議員がいらっしゃいません。住民の声を聞いてくださる人は誰もありません。議員がいらっしゃった時も「あんたに何ができるね」とおどされました。それは松井ヶ丘地域がどんどん開発が進み、住民の希望を伝えることができませんでした。「京阪・市役所・自治会長＋議員」対「住民」の構図がずっと続いていました。私は自治会長は本当ならば住民側に座って町づくりを考えていくものと思っていますが、松井ヶ丘では話し合いの席もずっと上の様でした。自治会長＝市政協力員だから当たり前かもしれませんが、住民の声が聞かれることはありませんでした。松井ヶ丘4丁目の開発の時は「あの時だけはやられたなあ」とつぶやかれたのを聞きました。</p> <p>パチンコ店駐車場の件です。スターバックスの件については聞いてすぐ自治会の問題にせず京都府まで即走りました。もし乗り入れ（自治会内へ）が可になっていたらどんなに事故が多くなっていたことでしょうか。今でも松井ヶ丘は事故通りばかりです。</p> <p>「安心安全の町づくり」と言いながら、この松井ヶ丘は京田辺の中心部からはずれ夜間は大変なおもいをして生活しています。八幡市長尾のところからもすぐこれるところです。夜間の</p> | <p>くよう努めます。</p> |
|--|--|-----------------|

| | | | |
|----|----|---|---|
| | | <p>侵入者はいっぱいです。今、京都府警だけが助けです。</p> <p>京田辺市の教育委員会部局の方に「あなたも公務員ではないですかと泣いて泣いています。」ここに日本国憲法の人権尊重を一番大切にしてほしいと思います。</p> <p>自治会長様（市政協力員）に絶大な権力を持たせるのではなく、一人一人の市民の意見を聞くことが大切だと思います。議員様は選ばれた立派な方だとは十分認識していますが、それならそれにふさわしい4年間であってほしいです。そしてこの4年間でどう京田辺市が動いて発展してきたか、そして人権を尊重してこられたか等しく市民の声を聞かれたかを教えてください。そして態度で示してください。もうまもなく任期は終わり新しく選挙が始まるでしょう。看板だけ新しくするのはなく残り一年でも市民の声を聞いてください。</p> | |
| 10 | 25 | <p>■第5条</p> <p>私のように会派を十分に理解していない素人からすれば、「原則として」という文言をわざわざつけることに違和感があります。また仮に「原則として」をつけるとしても、「議会活動を円滑に行うため」だけだと表現が足りないかと思います。せめて解説のような会派の目的と意義を、もう少し文言に明記すべきかと思います。会派の目的と意義が明記されており、だからこ</p> | <p>議会を構成する議員において、本市議会が会派を中心とした運営を行って参りました。議会の運営において、先例や慣例が大きな要素であります。会派はそのひとつで、これらに基づいたものとして、この条例により会派を明文化するものです。しかし、会派に属さない無会派議員がいることから、「原則として会派を結成する。」となりました。</p> |

| | | | |
|----|--|---|--|
| | | そ、原則として会派を結成するという表現であれば、しっくりきます。 | |
| 26 | <p>■第6条</p> <p>原則公開とするならば、例外として公開としない条件もセットで明記すべきと思います。</p> <p>また「努めるものとする」と明記している対象は、市民の意見を反映するという意味において、非常に重要かと思えます。努力目標で良いのか、それとも「反映すべき」という義務的な表現にするのか、今一度確認してほしいです。</p> | <p>第1項について、原則的には公開とし、公開しないというものは、議員(委員)の総意で決せられ、個人情報に伴う場合など事案ごとの対応となると考えています。</p> <p>第2項について、義務規定となりますと、あらゆる案件において、参考人や専門的な意見を伺う必要が伴うこととなりますと、迅速な審議を要することができなくなる場合が起こり、そのことが市民生活に影響することがあってはいけませんので、努力規定としています。</p> | |
| 27 | <p>■第18条</p> <p>評価を義務としている点は評価できますが、せつかく評価するのであれば、「評価内容を市民に公開しなければならぬ」という文言を追加すべきと思います。これにより市民が議会の有効性を評価してくれると思えます。</p> | <p>評価を行うことも、審議の中で行われることです。第13条第1項の規定に基づいて、議会だよりなどによりお知らせすることになっています。</p> | |
| 11 | <p>京田辺市民から選ばれた、議員と市長との二代表制において、従来、どちらかと言えば、行政の言いなりになっていた京田辺市議会が、自覚を持って「議会基本条例」を制定することになったことは、議会の大きな進歩であり市民にとってたいへん喜ばしいことである。開かれた議会のもとに、市民が議会活動に深い関心をもち、市民との良好な関係を構築していくため、次の2点について、積極的な取り組みを</p> | | |

| | | | |
|----|---|--|------------------|
| | | <p>お願いする。</p> | |
| 28 | <p>1. 議会報告会（第7条）について</p> <p>議会における議案・審議の結果を報告する場として、また、市政に対し市民と自由に情報及び意見交換が出来る場として、たいへん有意義な議会報告会を早期に実現していただくことを期待する。</p> | <p>議会審議の結果を報告するために、議会報告会を行うこととしています。</p> <p>そのためにも議員間のかっ達な議論を行い、どのような議論があったかを報告したいと考えています。</p> | |
| 29 | <p>2. 議会広報の充実（第13条）について</p> <p>議会の様子をインターネット中継で市民に知らせるべく、準備を進めておられることは大変うれしいことである。これによって、市民の議会に対する関心も大いに高まってくると思われるが、ネットの使えない市民に対して、京田辺をエリアとするケーブルTV各事業者に働きかけテレビで知らせるといふ広報の充実を図っていただきたい。臨場感あふれる議会傍聴は、市民にとって議員の活動や政務遂行力を見ることが出来る大きな機会であり、議員にとっても自己主張を直接市民の目で見てもらう機会であるが現状では傍聴者が少ない。いかにして、市民の傍聴意欲を高めるかが課題である。前述の、議会報告会やインターネット中継により、議会への市民の関心が高まって来ると思うが、行政と議会に加え、外郭団体・市民団体などが一丸となって、傍聴者を増やすため知恵を出し合うことが必要であろう。</p> | <p>今年度、インターネット中継ができるよう議場などの改修を行います。</p> <p>ケーブルテレビによる放映につきましては、検討したいと思います。</p> | |
| 12 | 30 | 前文 | 議員におきましては、議会中に限ら |

| | | |
|----|---|--|
| | <p>市議会は「市長と並ぶ二元代表制の一翼」とありますが、議会の傍聴はあるものの議員さん方とお話できる機会はなかなかありません。市長さんとは毎年1回要望書をもとにお話をさせていただいております。多くの議員さんに女性の願いを届けられる機会ができることを望みます。</p> | <p>ず、日常の議員活動として市民の皆様のご意見などをお伺いしております。住所や電話番号を公開していますので、ご遠慮なくお問い合わせいただきたいと思います。</p> <p>また、議会報告会を行う際にも、ご意見を伺いたいと思います。</p> |
| 31 | <p>第2章</p> <p>「積極的に情報公開に努め」(第3条)とあり、ネット中継も賛成ですが、パブコメの資料などは、公民館などから持ち帰ることもできるように部数を置く等、手軽に入手できるように配慮してほしいです。「議会は、市民から声を聞くことに努め、市民と議員が、交流や意見交換できる機会を設ける」(同第3条)とあるのは、うれしいことです。互いが理解しあうことで、充実した市政ができていくと思います。</p> | <p>他に同様のご意見をいただき、パブリックコメント資料の設置箇所に、すぐに「京田辺市議会基本条例(案)と逐条解説」を配置いたしました。</p> |
| 32 | <p>第3章</p> <p>「傍聴意欲を高める」(第6条解説1)とありますが、そのために傍聴しやすい環境をつくっていただきたいと思います。子どもを連れて傍聴できる施設や、傍聴席への適切な空調などの配慮もお願いしたいです。</p> <p>「市民から提案される請願は、市政に対する政策の提案であるという考え方で、請願者から直接意見を伺う機会を設ける」(第6条解説4)とあります。過去に「請願者として、直接意見を述べることを希望したが、委員会で</p> | <p>議場環境につきましては、構造的な要素もあり、むずかしい面もありますが、6月から議場の照明をLEDに交換し、少しでも上部空間の加熱を押さえるよう図りました。今後も傍聴しやすい議会になるよう、引き続き検討してまいります。</p> <p>また、請願される方のご意見を伺えるよう第6条第4項で定めようとしていますので、意見を述べていただけるよう努めます。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | <p>却下された」ことがあるので、このように「市政に対する政策の提案である」と捉えることは、前文にある「日本国憲法に定める地方自治の本旨」と「市民の意見の把握に努める」ことに沿うと考えます。積極的に直接意見を聞く場を持っていただきたいと思います。</p> | |
| 33 | <p>「議会報告会を開催」(第7条)も、同様の意義をもつものなので、「議会だより」を読めばわかる報告会ではなく、議論の内容、課題となることなども提示し、常に市民福祉の向上に役立つものにするのが大切だと考えます。</p> | <p>議会での議論の内容として、議会だよりに掲載されていない細やかな審議内容についての報告ができるよう努めたいと思います。</p> |
| 34 | <p>第5章 「議員相互の自由な討議により議論を尽くし」(第11条2)とありますが、何回かの委員会傍聴で、議論途中で動議が出されて採決になったことがありました。議会の民主的運営に疑問を感じる出来事でしたので、この条文の誠実な実行を望みます。</p> | <p>基本条例案の主旨に沿って、そのように努めたいと思います。</p> |
| 35 | <p>「委員会は、市民から要望がある場合、懇談会等を開催し」(第12条解説2)とありますが、市民の要望を受け止め、専門的・具体的な話し合いの場を持っていただくことで、市民福祉の向上につながることを望みます。また、傍聴に行けないことも多々あります。どのような内容で議論されたのかわかるように、委員会の議事録も公開していただきたいと思います。</p> | <p>議会図書室で閲覧できますが、新たな方法は今後の検討となります。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| 36 | <p>第6章</p> <p>「市長及び行政機関の長に、・・・反問する機会を付与する」(第16条)とありますが、税制面や細部にわたる資料を有している当局が、反対に議員に質問をすることは、必要ないと考えます。前文の「市民の意思を反映させることを第一として、行政の責務を果たしていただきたい」と思います。</p> | <p>議論を行っている際に、論点の整理を行うために、第16条第2項の規定を設けています。</p> |
| 37 | <p>第7章</p> <p>「議員は、市民の厳粛な信託に応じるため」(第19条)とありますが、任期中に会派を変えたり、離脱したりする議員があります。市民の信託に応えることを大切にしたいと考えています。</p> | <p>議員は市民の信託を受けていることを常に自覚する必要があると考えます。</p> |
| 38 | <p>「議員定数は、行政改革だけの視点でなく」(第20条)とあるように、人口が増えている京田辺市では、安易な定数削減は市民福祉の向上に反すると考えます。前文に「自治の範囲が拡大し、自治体の主体的な決定と責任の範囲が拡大している今日」とあるように、議員の方々に勉強の機会を十分保障し、「市民の意思を市政へ十分に反映することが可能となるように」(上記同第20条)していただきたいと考えます。</p> | <p>議会基本条例案の第20条の主旨に基づいて、今後議論を行って参ります。</p> |
| 13 | <p>39</p> <p>京田辺市議会基本条例案の作成に当たって一言申し述べます。私たち国民は憲法に相って国の在り方を決めています。憲法を守ることは尤も大切なこと、憲法にそって物事を行うことが</p> | <p>京田辺市議会基本条例をもとに、京田辺市議会として市民のよりよい生活を目指したいと思えます。</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>基本であり、守ることが大事であります。国（国会）が間違っただけの行為（憲法にそぐわない法律の作成）をした場合（日米安全保障条約とアメリカ軍の日本に駐留。国連の要請で韓国軍に武器を貸与したこと等）謬りを糺（ただ）すことが地方の議会議員人々、市民、個人であります。憲法の解釈の変更を極めさせないようにするのが個人、市民、地方自治体でなければならない。我が国の憲法の主旨を国民、市民にどれだけ教え、私たちは習ったのか、憲法が何を言っているのか、何をすべきか、私たちは教えられてこなかった。ただ漠然と憲法と法律を守らなければならないことは理解してきた。それに増して、国会、国会議員、行政、裁判所等の全ての公務員がこの憲法を守って行動しているものと信じ、まかせている。それを良いことに憲法を無視して法律を作り、税金を無駄に使い、国会議員の選挙での最高裁判所が決定した一票の格差の是正、間違っていますと言われ糺しなさいと言われでもほんの一部を直して、又（??）で違法な行為をして政権を握っている。日本国憲法は絶対に守らなければならないという考え思いが公務員から見えてこない。公務員の方々は憲法全文を読みましたか。日本国憲法前文及び憲法全てをもう一度読んで憲法を守ってください。この日本国憲法ができたのはどういう経緯があり人権</p> | |
|--|---|--|

| | | |
|--|--|--|
| | <p>を守り人と人との拘わり方を大切に し、人は誰でも平等で人を殺したり、 おどし、威嚇等をさせないことを学び 行動すること、まして国が殺人する軍 隊（自衛隊、アメリカ軍の駐留）を持 ち、殺人、おどし、威嚇する行為は憲 法で認めていないし、人道上許される べきことではない非人間的行為であ り殺人行動を助長することは過剰行 為である。次に我が国の国会議員の選 出は最高裁判所が決定した一票の格 差が違法であると決めたのに国会が 是正しないことはいくら国会で法案 を作成、決めても全て無効である。と 自治体、市民、国民は国会議員全員資 格がない無資格議員を罷免させる、無 資格議員の給料その他の支払った経 費及び無資格議員たちが決めた法律 は無効であり予算全て返却させて資 格を剥奪する。このことは大事であり ます。このことを必ず条例に生かして ください。</p> <p>京田辺市核兵器のない平和宣言都市 とされていますが、核兵器だけではなく 原子力発電に使用する核燃料も含め 保持は制御のできないものであり、 核兵器、広島、長崎に落とされた原子 爆弾に数拾万人の人々が一瞬にして 亡くなり放射線により遺伝子が損傷 し、今も二世帯、三世帯の方々は病に なられて大変な思いをされています。 原子力発電の事故によって、多数の方 が家や土地を奪われ、命も失われて、</p> | |
|--|--|--|

| | | |
|--|---|--|
| | <p>その場所にも住めない。国や原発推進法の中に入り込み税金を食い物に莫大な利益を得ている。国民に対しては税金が決して無駄に使われていないことを印象づけなければならないので、電力の不足がおこり電気代が高くなり産業が衰退し、国益が損なわれると無責任な「力の政治」が行われ、原子力村となって莫大な利益を得て、税金の増税、原発の設置、保持により、原発の事故の処理、原発等の被災者に対しての元に戻す（原発事故の前の生活）保障は蔑ろにしている。全ての原子力発電の推進者は、原発の廃棄や被災者の健康や将来に亘って保障するように、税金を使わず推進してきた人たちに行政指導、監督する。行政機関も同じく国に対して絶対にやってはいけないこと。軍隊の保持（憲法第二章、戦争の放棄、第九条第一項、第二項）。核の保持使用（原子力発電等）の禁止等憲法前文及び憲法を変えさせないことは当たり前のことであってこれを守らない人たちの権力を持たせなく権力を剥奪し、財産を没収して市民の命を守る。平和とは日本国憲法前文及び憲法を守ることであります。日本国憲法を永久に変えることなく守る条例として謳うよう心よりお願い致します。</p> | |
|--|---|--|